

「総合支庁の見直し方針」の概要

※本資料中、「P●」とは、「総合支庁の見直し方針」の該当頁を指す。

総合支庁の見直しの背景 (P1)

◇ 「総合的な行政の展開」、「県民にわかりやすい行政の展開」及び「県民の視点・地域の視点に立った地域づくり」という総合支庁設置の理念の下に、「山形県行財政改革推進プラン」(平成25年3月)に基づき、地域課題により的確に対応するため、以下の視点から検証を加え、総合支庁のあり方について検討を行った。

<視点1> 総合支庁の担うべき行政機能のあり方

<視点2> 地域の実情に合った地域振興機能のあり方

<視点3> 管内の状況に応じた効果的・効率的な機能・配置のあり方

見直しの前提となる考え方〔県庁と総合支庁の役割分担〕 (P2~P6)

【行政を取り巻く環境の変化】

少子高齢化を伴う人口減少の進行

地方分権改革による市町村への権限移譲の進展

県・市町村、市町村間連携の進展

県・市町村の行財政改革の進捗

集中豪雨等の大規模な自然災害の頻発

【県が直面する課題】

人口減少対策や地域の産業振興など「地方創生」の本格展開

地域づくりや地域課題の解決に向けた市町村の主体的な取り組みの支援

単独の市町村では対応が困難な課題等の解決に向けた、市町村間、県との連携・協働の促進

行革プランに基づく、簡素で効率的な組織体制の構築

迅速かつ的確な災害対応が可能な体制の確保

【県としての対応方向】

左の課題に対し、県庁と総合支庁の適切な役割分担と連携の下、県全体として効果的・効率的に各種施策を展開

県庁 = 総合的な政策立案機能

地域における事業実施機能

総合支庁 = 地域課題解決に向けた企画調整機能

総合支庁に求められる対応

総合支庁の機能等の見直し (P7~P17)

- ◇ 総合支庁の現状に対する市町村の評価・意見等 (P7~P10) も踏まえ、これからの総合支庁に求められるあり方を以下のとおり整理する。

<視点1> 総合支庁の担うべき行政機能のあり方

総合行政機能 (P11)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 県内4地域体制の枠組みを維持し、各地域において総合的な行政と現地即決を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 許認可事務等の権限移譲を更に推進
安全・安心機能 (P12)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ インフラの維持管理や災害対応等の安全・安心に関わる機能は、総合支庁に必要な体制を配置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の配置(7庁舎体制)の下、県としての迅速な災害対応に加え、市町村からの要請に基づき、災害対応等に際して専門的・技術的な支援を実施

<視点2> 地域の実情に合った地域振興機能のあり方

市町村支援機能 (P12~P14)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 総合支庁が担う地域振興の役割を、地域における市町村支援に重点化し、地域課題の解決に向けたサポート機能を強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村との協力を通じた地域課題解決の取組みを充実・強化 ・ 市町村間連携に向けた調整機能を発揮 ・ 市町村に対する専門的・技術的な支援に係る体制及び内容の充実
産業振興機能 (P15~P16)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 県全体の方針の下、県庁と総合支庁の役割分担を明確にし、県全体としてより効果的・効率的に施策を展開 <ul style="list-style-type: none"> 総合支庁 ◇ 県庁が企画・推進する施策のうち、地域関係者との連携・協働等の現場対応が求められる施策を、地域の実情を踏まえて効果的に展開 県庁 ◇ 県の全体方針を策定するとともに、全県的な施策及び広域的な視点や専門性を要する施策を企画・推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 全体方針の下で、総合支庁が地域の実情を踏まえた取組みを企画・実施するための予算を措置

<視点3> 管内の状況に応じた効果的・効率的な機能・配置のあり方

村山総合支庁のあり方 (P17)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「東南」、「西」、「北」の3地域の圏域性等の地域特性を踏まえ、3地域それぞれに市町村支援機能を配置 ➢ 「西」及び「北」の地域課題の解決に向け、総合支庁各部及び管内市町村との調整機能を強化
---------------------	---

総合支庁の組織体制の見直し (P19~P24)

◇ 「機能等の見直し」が十分に効果を発揮できるよう、以下の見直しを実施する。

■4 総合支庁共通の見直し (P19~P21 [見直し後のイメージはP19を参照])

(1) 「連携支援室(仮称)」の設置

➤ 地域振興課の業務を整理のうえ、総務課内に、市町村間連携の調整等を担う「連携支援室(仮称)」を設置

＜「連携支援室」の主な役割＞

- ・ 市町村支援のための専任職員を配置して、市町村との情報交換を密にし、地域課題の把握に努める。
- ・ 地域課題の解決に向け、市町村や庁内及び県庁の関係課と調整を図りながら、市町村間連携施策を展開する。
- ・ 市町村に対する専門的・技術的な支援に係る窓口機能及び庁内調整機能を担う。(各部主幹課にも兼務職員を配置)

(2) 産業経済部の見直し

➤ 以下の3つの観点から、産業振興施策のあり方及び推進体制を再整理のうえ、組織の統廃合を含む見直しを検討

＜見直しの観点＞

- ①県庁との役割分担の適正化 ②各課の類似業務/関連業務の整理 ③農業分野における事務部門と現場部門の連携強化

■村山総合支庁の見直し (P22~P24 [見直し後のイメージはP23を参照])

➤ 現在の西庁舎と北庁舎を「地域振興局(仮称)」に改め、「地域振興局長(仮称)」を配置

➤ 両地域振興局の総務課内に、上記(1)の「連携支援室」を設置し、専任の職員を配置

＜「地域振興局」のポイント＞

- ・ 市町村支援機能を配置し、地域課題の把握とその解決に向けた市町村間連携等の調整を担う。
- ・ 地域振興局長を地域における「業務統括者」として明確に位置付け、地域課題の解決に向けて、総合支庁各部との調整及び市町村との連携を推進する。
- ・ 専門的・技術的な現場機能を配置し、災害発生時には、地域における災害対応等の拠点として、市町村に対する支援も含め、迅速かつ的確に対応する。

今後の対応 (P25~P26)

平成27年4月～ 機能見直しに係る業務の整理、組織体制の検討

平成28年4月～ 新たな体制へ移行